

<日程>平成28年10月24日(月)15:00~16:30

<視察先>兵庫県精神保健福祉センター

- 山本座長、松本構成員、岩崎構成員が、兵庫県庁、精神保健福祉センター及び各健康福祉事務所(保健所)が平成28年4月から行っている地域における精神障害者の継続支援に係る取組の説明を受けるとともに、意見交換を行った。厚生労働省と警察庁からも担当者が参加した。
- 兵庫県庁、精神保健福祉センター及び各健康福祉事務所からは、主に以下のような説明があった。
  - ・ 継続支援チームによる関わりは本人同意を前提としている。本年4月から9月までの支援対象者は44名である。
  - ・ 継続支援チームができたことにより、定期的に関係機関が集まることとなり、連携がスムーズになった。医療中断を防ぐ効果もあると考える。
  - ・ 医療の現場において退院後の地域での継続的な支援を視野に入れた治療が行われていない場合がある。
  - ・ 県外に移転した場合は継続してフォローできないため、制度的な対応が必要ではないか。
  - ・ 対象者が多く、保健師のマンパワーが追いつかない。今後、支援対象者が増えることが予想される中、継続支援チームとしていつまで支援を行うかが課題である。
  - ・ 治療効果が期待できない者に対する支援については、精神保健で対応するのは限界がある。

- 各構成員からの質問に対し、以下のような意見交換があった。
  - 継続支援の対象者の範囲について、どのように考えているのか。
    - 継続支援チームの設置要綱上は「措置入院者等」を支援対象としている。これまでは支援の実施について同意した措置入院者全員を対象としている。
  - 継続支援の期間についてどのように考えているのか。
    - 取組開始後、現時点で支援を終了したケースはない。支援の実施期間について、要綱上は「入院措置日から対象者が地域生活を安定して過ごせるまでの期間」と定めており、個々の患者の状況により期間を決定する必要があると考えている。
  - 障害福祉サービス事業所との連携も重要ではないか。
    - 地域精神保健活動の一環として、就労支援、居宅介護、生活介護等の事業所と連携している。
  - 精神保健福祉センターによる継続支援チームに対するサポートはどのようなものか。
    - 精神保健福祉センター職員が各チームの事例の検討や、課題の聞き取りを行い、それを踏まえて助言・指導を行う。
  - 薬物依存の対応が困難なのは、治療プログラムが行われている病院が少ないという要因からか、本人の同意を得ることが難しいという要因からか。
    - 本人の同意を得ることが難しい場合もあるし、また、薬物依存の治療プログラムをフルセットで行える医療機関は県下でも限られている。